

「千葉県次期高齢者保健福祉計画策定支援事業」に係る業務委託 募集要項

1 事業名称

「千葉県次期高齢者保健福祉計画策定支援事業」

2 事業の目的

各種データ等を活用しエビデンスに基づく第 11 期老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（以下「次期計画」という。）を策定できるよう、策定に係る市町村の取組の実態把握を行うとともに、各種調査結果や見える化システムを活用した介護サービス見込み量等の推計や計画指標の設定等の研修を行う。

また、県の次期高齢者保健福祉計画策定に向けた広域的な視点での適切な推計手法や指標の設定について専門的な観点から助言を実施する。

3 委託業務の概要

（１）業務内容

別添『「千葉県次期高齢者保健福祉計画策定支援事業」業務委託仕様書』のとおり

（２）履行期間

業務委託契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

（３）委託金額

3, 378, 320 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募資格

事業を適切に実施できるもので、次の全ての要件を満たす企業・団体とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （２）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- （３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- （４）特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- （５）暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和 7 年 7 月 9 日（水）から 7 月 24 日（木）まで
質問受付期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時

応募書類等提出期限	令和 7 年 7 月 2 4 日（木）午後 5 時
審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 7 年 8 月上旬～8 月中旬（予定） ※日時は対象者へ別途連絡します。
結果通知	令和 7 年 8 月中旬～8 月下旬（予定） ※各応募者に文書で通知します。

6 応募方法

（１）応募書類

応募に際しては、以下の書類を提出すること。

ア申込書（様式 1）

イ団体概要（様式 2）

次の資料を添付すること。

- ・定款又は規約
- ・直近 2 事業年度の事業報告書、決算書
- ・その他様式は問わないが、団体等の概要を明記したもの。

ウ企画提案書（様式 3）

エ見積書（様式 4）

※委託にかかる全ての費用を含むこと。

オ確認書（様式 5）

（２）提出部数 各 正本 1 部、副本 8 部

（３）提出上の注意

- ①提出書類は、A 4 判・縦置きサイズで両面印刷とすること。
- ②提出書類は、左端に 2 穴を開けて綴じること。

（４）提出方法

持参又は郵送

（５）提出期限

令和 7 年 7 月 2 4 日（木）午後 5 時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布する。

また、千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページからダウンロードすることもできる。

8 審査

「千葉県次期高齢者保健福祉計画策定支援事業に係る選定委員会」（以下、選定委員会という。）において、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより応募者からの企画提案内容等を審査し、最優秀提案者を選定する。

なお、6 件以上の応募があった場合は、書面による事前審査を実施した上で、プレゼンテーションを行う 5 団体を選定する。

(1) 審査方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た応募者を最優秀提案者とする。

評価項目	審査内容
事業に対する認識	提案内容が本事業の意図と合致しているか。
同種の事業に関する実績	同種の事業の実績を豊富に有しているか。
委託業務実施体制	業務を実施できる組織や体制が整っているか。
	参加者の交通の利便性や地域性を考慮した開催場所となっているか。
事業内容	事業目的を達成できる内容となっているか。
	事業内容が、市町村や県の計画策定に活かせる内容となっているか。
	対象者の理解を深められるよう工夫されているか。
講師等の手配に関する手法	事業目的にあった講師の選定がされているか。
	想定する講師が明確で、実行可能性が高いか。
経費	見積額の算定根拠や内訳が的確か。
	適正な算定方法と認められ、かつ、金額は妥当か。
	費用対効果に優れているか。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

日時：令和7年8月上旬～8月中旬（予定） ※日時は対象者へ別途連絡

場所：対象者へ別途連絡

出席者：3名以内

留意事項：

- ・ 説明は、提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとする。
- ・ プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

(3) 結果通知

結果については、プレゼンテーション後に、応募者全員に文書で通知するとともに、最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開する。

(4) その他

審査に関する異議には一切応じられない。

9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1) 受付期間・方法

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時までに電子メールで問い合わせること。

その際、件名を「千葉県次期高齢者保健福祉計画策定支援事業【質問】（会社名）」とし、本文中に質問を簡潔に記載すること。

（２）質問の回答

質問のあったすべての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載する。

1 0 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- （４）審査の公平性を害する行為があった場合
- （５）見積書（様式 4）の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載があった場合、又はその金額が訂正されていた場合
- （６）前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、選定委員会が失格であると認めた場合

1 1 その他の留意事項

- （１）本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とする。
- （２）書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- （３）提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （４）提出された書類は一切返却しない。
- （５）本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号）に基づき提出案件を公開する場合がある。

1 2 企画提案書等の問い合わせ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班 （担当者：島袋）

TEL 043-223-2328

FAX 043-227-0050

E-mail ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp